

## 能取湖であさり等の潮干狩りを行う皆さまへ

西網走漁業協同組合

能取湖にはあさりの共同漁業権が設定されており、遊漁者によるほたてがい、かき、つぶ、ほくかいえび、うに、ほっきがい、なまこ、あさりの採捕が禁止されていますが、あさりに関しては、漁業権の免許を受けている当組合が毎年4月15日から10月15日までの期間について、区域を限定して、遊漁者によるあさりの採捕を認めてきたところです。

平成30年9月1日から国の告示改正により、能取湖は漁業法上の海面として扱われることとなりました。

このため、能取湖には北海道海面漁業調整規則が適用され、内水面では制限されていない「くまで等の剥具」については、遊漁者等の漁具又は漁法として禁止されることとなりました。

しかし、近年、能取湖のあさり資源は減少傾向が顕著となっている中、引き続き、「くまで等の剥具」を使用したあさりの潮干狩りによる漁場の耕耘の効果が期待されることから、今年度、当組合が特別採捕許可を取得して、遊漁者の皆さまに参加していただく漁場耕耘事業を実施することとなりました。

この特別採捕許可では、北海道海面漁業調整規則で禁止されている「くまで等の剥具を使用した水産動植物の採捕」について、次の内容に限定して禁止が解除されています。

- |            |   |
|------------|---|
| ①期 間       | 4月15日から7月15日まで                              |
| ②区 域       | 能取湖の湖口漁港南端から二見ヶ岡漁港東端までの能取湖東岸の距岸200m以内の区域    |
| ③漁 具       | くまで等の剥具（幅20cm以内かつ長さ50cm以内のもの。以下、「指定漁具」という。） |
| ④採捕できる水産動物 | あさり等の貝類（ほたてがい、かき、つぶ及びほっきがいを除く。）             |

なお、漁場耕耘事業として実施するため、事業の参加者を把握する必要があることから、お手数ですが、「指定漁具」を使用してあさり等の貝類（ほたてがい、かき、つぶ、及びほっきがいを除く。）の潮干狩りをされる方は参加届を記入のうえ、最寄りの受付箱に投函くださるようお願いいたします。

また、能取湖内全域で次の水産動物は参加届提出の有無及び「指定漁具」使用の有無に関わらず、周年、採捕が禁止されていますので、絶対に採捕しないでください。

### 能取湖内で採捕が禁止されている水産動物

ほたてがい、かき、つぶ、ほくかいえび、うに、ほっきがい、なまこ

※ これらの水産動物を採捕した場合は、参加届提出の有無に関わらず、漁業権侵害等で罰せられます。